

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2025年12月

コーポレート



会社法制の見直しの方向性 (法制審議会会社法制(株式・株主総会等関係)部会での議論)

弁護士 [伊藤広樹](#)
弁護士 [角野 秀](#)
弁護士 [新實研人](#)

第1 はじめに

2025年2月10日開催の法制審議会総会（第201回会議）¹において、法務大臣から会社法制に関して、近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、①株式の発行の在り方、②株主総会の在り方、③企業統治の在り方等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたいとの質問がされました²。この質問について調査審議するために、会社法制(株式・株主総会等関係)部会（以下「本部会」という。）が設置され、同年4月23日に本部会の第1回会議が開催されました³。

本部会の主な論点は、上記質問事項を踏まえた下記図1の通りであり⁴、本稿作成時点（2025年12月19日）で第8回会議（同年11月19日）まで開催されています。第5回会議（同年8月27日）までで各論点についての1回目の審議が終わり、第6回会議（同年10月1日）からは各論点についての2回目の審議（第二読会）が開始されています。

本稿では、各主要論点についての現状の議論の概要及び方向性をご紹介いたします。

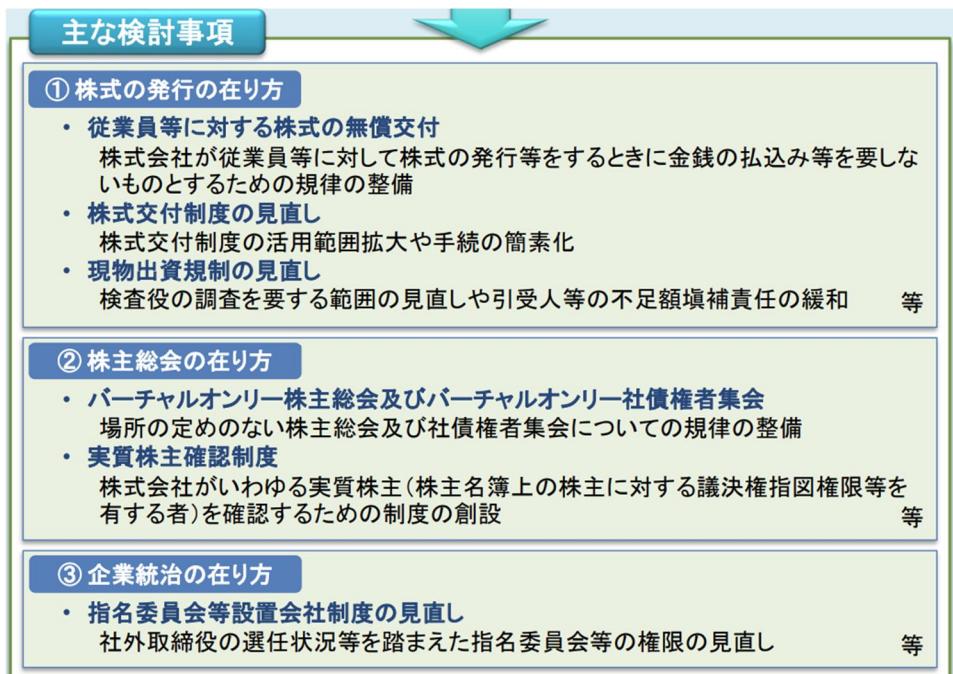
¹ https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500044_00005.html

² <https://www.moj.go.jp/content/001432748.pdf>

³ https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00287.html

⁴ 本部会の第1回会議の参考資料には、経済産業省が2025年1月17日に公表した「会社法の改正に関する報告書」([001438049.pdf](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900049.pdf))及び商事法務研究会が同年2月に公表した「会社法制研究会報告書」([001438048.pdf](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900048.pdf))が含まれており、本部会ではこれらの報告書の内容も踏まえた調査審議が行われるものと考えられます。

【図 1】



(出典：<https://www.moj.go.jp/content/001432748.pdf>)

第 2 本部会での議論の概要

1 株式の発行の在り方に関する規律の見直し（第 2 回会議及び第 6 回会議）

(1) 従業員等に対する株式の無償交付

令和元年会社法改正により、上場会社の取締役及び執行役に対する株式の無償交付が可能となりました（会社法 202 条の 2）が、上場会社の使用人又はその子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役若しくは使用人（以下「従業員等」といいます。）への株式の無償交付は現行法上許容されていないため、実務上、金銭債権を従業員等に付与した上で、従業員等に募集株式を割り当て、引受人となった従業員等に当該金銭債権を現物出資財産として給付されることにより、株式の発行又は自己株式の処分をするという取扱いが行われています（いわゆる現物出資構成）。

この点については、端的に従業員等への株式の無償交付を認めるべきであるとの指摘もあり、以下の 2 案がたたき台として議論され、上場会社の使用人並びにその子会社⁵の役員及び使用人にも株式の無償交付が認められる方向で議論が進んでいます⁶。

⁵ 子会社の範囲に関して、完全子会社でない子会社については、主要な子会社に限定するべきであるとの意見等があります。

⁶ なお、非上場会社については、上場会社における制度の具体的な枠組みの内容等を踏まえ、引き続き検討するとされています。

A 案) 公開会社においては、株主総会の決議を要件とせずに取締役会の決議のみで従業員等に対する株式の無償交付を可能にすることとした上で、有利発行規制に服する。

B 案) 株主総会の決議により従業員等に対する株式無償交付を可能にすることとした上で、有利発行規制には服しない。

(2) 株式交付制度の見直し

株式交付制度⁷については、株式を対価とする買収をより円滑にする観点から、制度を利用することができる範囲を拡大するべきであるとの指摘や、手続を簡素化するべきであるとの指摘があります。

制度の適用対象の観点からは、現行法では子会社の株式を追加取得する場合に株式交付制度を利用できないため、かかる場合を制度適用対象とする方向で議論され、以下の 3 案がたたき台として議論されています。また、持分会社・外国会社を子会社とする場合も株式交付制度の適用対象とする方向で議論が進んでいます。

A 案) 子会社の株式を追加取得する場合を一般的に株式交付の対象とする。

B 案) 株式交付計画において当該株式交付の効力発生日の後に株式交付子会社の株式を追加取得する旨を定めた場合における当該追加取得に限り、株式交付の対象とする。

C 案) 子会社の株式を所定の割合（例えば、総株主の議決権の 3 分の 2／10 分の 9／全部）まで追加取得する場合に限り、株式交付の対象とする。

また、手続の簡素化の観点からは、株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権を認めないことや債権者保護手続の廃止が検討されています。

(3) 現物出資制度の見直し

現物出資制度については、①検査役の調査の制度（会社法 207 条 1 項）⁸が、スタートアップに対する知的財産権等の現物出資の支障になっているとの指摘や、②募集株式の引受人が株主となった時までに現物出資財産が値下がりすると不足額填補責任（同法 212 条、213 条）が発生し得ることが、実務上のリスクとなっているとの指摘があります。

上記①については、株主総会の特別決議により現物出資財産の価額を定めたときは、検査役の調査を不要とし、この場合、取締役が当該株主総会において当該価額が相当である旨を説明しなければならないこと等が検討されています。

上記②については、現物出資者が責任を負う場面を限定する方向と、当該責任を金銭ではなく株式数の調整により対応する方向の 2 パターンが検討され、以下の 2 案がたたき台として議論されています。

⁷ 買収会社が被買収会社をその子会社とするために、被買収会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対し、対価として買収会社の株式を交付する制度。

⁸ 株式会社は、現物出資（金銭以外の財産の出資）がされる場合には、原則として、募集事項の決定の後遅滞なく、現物出資財産の価額を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てを行う必要があります（会社法 207 条 1 項）。

- A 案) 現物出資者は、募集事項の決定の時におけるその給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた会社法 199 条 1 項 3 号の価額に著しく不足する場合には、取締役（指名委員会等設置会社にあっては、取締役又は執行役）と通じて募集株式を引き受けた場合に限り、株式会社に対し、決定時不足額を支払う義務を負う。
- B 案) 株式会社は、募集事項の決定の時における現物出資者が給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた会社法 199 条 1 項 3 号の価額に著しく不足する場合には、現物出資者に対し、決定時不足額を払込金額で除して得た数（その数に一に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）の株式を当該株式会社に無償で譲渡することを請求することができる。

2 株主総会の在り方（第 3 回会議、第 4 回会議、第 7 回会議及び第 8 回会議）

(1) バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会

(ア) バーチャル株主総会

現行法上、株主総会を招集するには「場所」を定める必要があり（会社法 298 条 1 項 1 号）、バーチャルオンリー株主総会の開催は認められないと解されていますが、産業競争力強化法において、一定の要件を満たし、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた上場会社については、バーチャルオンリー株主総会を実施することができる旨の会社法の特例が設けられています。この点、この特例によることができない場合でもバーチャルオンリー株主総会を開催することを許容すべきであるとの指摘や、上場会社のみならず非上場会社にもバーチャルオンリー株主総会を実施するニーズがあるとの指摘があります。

この点については、一定の通信障害対策措置を講じること（希望に応じて必要機器の貸出しを行うこと等）を条件に、広く株式会社におけるバーチャルオンリー株主総会の実施を認める（会社法にバーチャルオンリー株主総会の規定を設ける）方向で議論が進んでいます。

これに伴い、手続面として、バーチャルオンリー株主総会を実施する場合には招集の決定事項、招集の通知事項及び株主総会議事録の記載事項に通信の方法等の一定の事項を追加すること、また、一定の要件を設定した上で、株主に通信記録等の閲覧等の請求を認める事の是非が検討されています。

また、バーチャルオンリー株主総会では、通信障害が生じた場合の決議取消しのリスクが指摘されているところ、通信障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反した場合には、故意又は重大な過失によって当該障害が生じたときに限り、株主総会の決議取消事由となる旨の規律（セーフハーバールール）を設けることが検討されています。

さらに、いわゆるハイブリッド出席型バーチャル株主総会⁹についても、バーチャルオンリー株主総会の規律を踏まえて一定の規律を設けることが検討されております。

⁹ 物理的な場所を定めて株主総会を開催するとともに、株主総会の場所にいない株主もインターネット等の通信方法を用いて株主総会に出席することができる株主総会をいいます。

(イ) バーチャル社債権者集会

現行法上、社債権者集会を招集するには「場所」を定める必要があり（会社法 719 条 1 号）、バーチャルオンリー社債権者集会の実施は認められていません¹⁰。しかしながら、社債権者集会の機動的な開催を可能とする観点からは、ハイブリッド出席型バーチャル社債権者集会¹¹を含むバーチャル社債権者集会を実施するニーズがあるとの指摘があります。

この点については、株主総会との相違点を考慮しつつも、バーチャルオンリー株主総会に関する規律と同様の規律を設けることで議論が進んでいます。

(2) 実質株主確認制度

現行法上、金融商品取引法に基づく大量保有報告制度の適用対象となる場合を除き、株式会社や他の株主において、株主名簿に記載又は記録されている名義株主の背後に存在するいわゆる実質株主（名義株主に対して議決権の行使等について指図をすることができる者）を確認することのできる制度は存在しません。

この点、実質株主を特定できないことが株主との間の建設的な対話の支障となっているとの指摘があることを踏まえ、大まかには、①株式会社から実質株主を確認する制度、及び②一定割合以上の議決権の行使の指図権を有する実質株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度を併せて創設する方向で検討されています。

上記①については、まずは上場会社にのみ適用される制度として、上場会社から「仲介機関」（実質株主と株式会社に介在する信託銀行等）に対してその背後にいる実質株主の情報を通知するよう請求することができる制度（虚偽通知等の罰則含む。）が検討されています。

上記②についても、まずは上場会社にのみ適用される制度として、かつ、あくまで金融商品取引法に基づく大量保有報告制度と関連するものとして、金融商品取引法に基づく大量保有報告書又は変更報告書の提出義務を負うにもかかわらず、かかる義務を履行しない実質株主について、上場会社は議決権を有しない旨の通知を行い、当該通知をしたときから一定期間（例えば 3 週間等）を経過した場合は、当該実質株主が保有する当該上場会社の株式（上記通知後に保有するに至ったものを含む。）は、当該実質株主が保有する間、議決権を有しないこととする（ただし、その違反に係る大量保有書（又は変更報告書）が追完された日から一定期間（例えば 1 年等）が経過した後は、この限りでない。）制度が検討されています。

3 企業統治のあり方（第 5 回会議）

指名委員会等設置会社においては、指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員の過半数が

¹⁰ 株主総会に関する産業競争力強化法の規定のような会社法の特例も定められていません。

¹¹ 物理的な場所を定めて社債権者集会を開催するとともに、社債権者集会の場所にいない社債権者もインターネット等の通信方法を用いて社債権者集会に出席することができる社債権者集会をいいます。

社外取締役でなければならない（会社法 400 条 3 項）一方で、取締役会全体では取締役の過半数が社外取締役でなければならないとはされておらず、また、指名委員会は株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する権限を有しており（同法 404 条 1 項）、取締役会が指名委員会の決定を覆すことはできないとされています。

かかる制度設計は、指名委員会等設置会社制度の前身である委員会等設置会社制度が創設された平成 14 年の時点には社外取締役の適任者が少ないとの指摘から取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役でなければならないとの要件を設けた場合、これを満たす株式会社が非常に少なくなってしまうとの懸念を踏まえたものでした。しかし、近時の上場会社における社外取締役の選任状況を踏まえると¹²、当時の懸念は当てはまらず、むしろ、取締役の一部のみで構成される指名委員会による取締役の選解任に関する決定を取締役会が覆すことができないことは、特に取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合には合理性が乏しいとの指摘があります。

この点については、指名委員会等設置会社という機関設計が認められている意味や位置付けを整理した上で以下の項目についての見直しが検討されています。

①	指名委員会の権限等の見直し	指名委員会等設置会社において、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合には、取締役の選任及び解任に関する議案の内容についての指名委員会の決定の内容を、取締役会の決議により変更することができるようとする等
②	監査委員会の権限等の見直し	監査委員でない取締役による監査委員会議事録の閲覧を認めること等
③	モニタリング・モデルをより強く志向する会社のための機関形態としての見直し	各委員会ではなく取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役であることを義務付けること、執行役の各委員会の委員の兼任を禁止すること ¹³ 等

第 3 おわりに

本部会において議論されている会社法制の中でも、従業員等への株式の無償交付の点（上記第 2 の 1(1)）や、バーチャル株主総会の点（上記第 2 の 2(1)（ア））、実質株主確認制度の点（上記第 2 の 2(2)）などは、会社実務上、特に影響の大きい事項であると考えられますので、今後の議論のキャッチアップが重要になります。

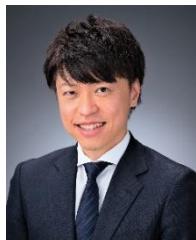
社会情勢に鑑み、会社法制において、全体的に効率化や多様化の方向での議論が進む中、各企

¹² 令和 7 年 7 月の時点で、東京証券取引所の上場会社全体の 16.5%（3801 社中の 627 社）、プライム市場上場会社の 26.2%（1622 社中の 425 社）は、取締役の過半数が独立社外取締役となっています。

¹³ 現状、執行役は、取締役を兼ねることができ（会社法 402 条 6 項）、指名委員会及び報酬委員会の委員を兼ねることもできます（なお、同法 400 条 4 項により、監査委員会の委員を兼ねることはできないとされています。）。

業においては、当該制度を上手く活用するためにも、法改正に向けた議論を踏まえた対応をあらかじめ検討することが肝要です。

【執筆者】



伊藤 広樹（弁護士）
E-mail: hito@iwatagodo.com

早稲田大学法科大学院修了、2007年弁護士登録。
主にM&A取引、会社法・金融商品取引法を始めとするコーポレート分野に関するアドバイスを行う。株主総会対応、上場会社の資本政策に関する法的助言、内部統制システム・コーポレートガバナンスの構築・運用等に関する法的助言、商事紛争への対応等も専門とするが、近時は、株主提案・同意なき買収への対応等にも注力している。



角野 秀（弁護士）
E-mail: shu.kakuno@iwatagodo.com

東京大学法科大学院修了、2009年弁護士登録。
M&A取引、会社法・金融商品取引法を始めとするコーポレート分野に関するアドバイスを主に取り扱っているほか、ジェネラルコーポレート等の企業法務全般を取り扱っている。



新實 研人（弁護士）
E-mail: kento.niimi@iwatagodo.com

大阪大学法学部法学科卒業、2019年弁護士登録。金融（バンキング、レギュラトリー、ファイナンス取引など）、経済法・競争法、ジェネラルコーポレート等の企業法務全般を取り扱っている。

岩田合同法律事務所

1902年(明治35年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約120名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング15階
岩田合同法律事務所 広報: news@mail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。